

東川日本語学校 自己点検・学校評価

日本語教育機関名 : 東川町立東川日本語学校

評価実施日 : 2021年3月31日

評価実施責任者 : 校長 奥山富雄

評価実施担当者 : 小山正道（副校長）、大野勝治（事務局長）、
柴田貴保（教務主任代行）、服部光平（事務主任）

項目は、教育活動を支える設置者及びそのマネジメントに関する部分と、運営に関する部分から構成をしました。

前者には大項目として理念・教育目標、組織、財務、教育環境、安全・危機管理、法令の遵守等を設け、後者には運営全般、学生募集、教育活動、学生支援、教育成果を設けました。大項目の下に、それぞれ中項目、及び小項目を設定してあります。

点検に際しては、まず小項目を点検・評価し、それを中項目ごとにまとめ、その上で大項目で達成状況、課題、改善計画等を記述しました。

点検・評価に当たっては、教務及び事務の責任者と校務の統括責任者（副校長）による態勢を組んで行いました。

小項目は、以下の分類として、[]にその項目の評価を記入してあります。

- A : 達成できている。
- B : ほぼ達成できているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。
- C : 達成に向けて努力している。
- D : 達成できていない、あるいは、必要性に気づいていなかった。
- X : 該当する部分がなくて評価できない。

第1 設置者及びマネジメント

1 理念・教育目標

1-1 理念と教育目標

1-1-1 <理念>

日本語や日本文化に憧憬の念を抱いて来日する留学生に、正しい日本語や生活に役立つ日本語を、さらに伝統ある日本文化を伝えて、日本人の良さを正しく理解し、国際社会で活躍する力を育てていくこと。このことは本校が国際交流や国際親善に貢献できる人材を育てるために行う意義ある教育である。

1-1-2 <教育目標>

世界の平和に貢献する国際性豊かな人間たれ
自律の精神と進取の気質を持つ人間たれ
人類愛の精神を持ち、民族の相互理解に努める人間たれ

1-1-3 <校訓>

「和敬清寂」 和する・敬う・思いやる

[B] 1-1-4 理念や教育目標及び校訓が教職員、学生に周知されている。

年度初めの職員会議において経営方針・理念・年度の重点について、職員全員に周知されている。また、これらの内容は校務分掌での役割に反映され具体化される。
また、教育目標や重点については、学生にも身近になるよう全教室に模造紙に張り出され、様々な機会を通じて職員や学生に浸透している。

2 組織

2-1 組織体制

[A] 2-1-1 設置者、設置代表者及び経営担当役員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定められた要件に適合している。

[A] 2-1-2 事業規模に応じた組織態勢になっている。

[A] 2-1-3 受け入れようとする学生の言語に対応できる組織となっている。

東川町には合計9か国の国際交流員が配置されており、必要に応じて通訳や翻訳作業など各国の言語にしっかりと対応できている。

2-2 教員組織

[A] 2-2-1 校長、主任教員及び教員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定める要件を備えている。

[A] 2-2-2 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限が明確に定められている。

[A] 2-2-3 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質が明示されている。

校長、主任教員及び教員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定める要件を満たした人材を採用できている。校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限及び教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質については、年度の教育方針や教職員会議で明示し確認して進めている。

2-3 事務組織

[A] 2-3-1 生活指導責任者及び入管事務担当者が特定され、その職務内容及び責任と権限が明確に定められている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限が明確化されている。

[A] 2-3-2 生活指導責任者及び入管事務担当者が学生及び教職員に周知されている。

[A] 2-3-3 入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。

教員の中から生活指導担当者、職員から入管事務担当者を決定し校務分掌で明確にし全教職員に周知して進めている。

2-4 採用と育成

[A] 2-4-1 教員及び職員の採用方法及び雇用条件が明文化されている。

[A] 2-4-2 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。

[B] 2-4-3 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。

[B] 2-4-4 教員及び職員の評価を適切に行っている。

教員及び職員の研修の目標を達成するために、計画が立案され定期的な校内研修会や授業交流会、校外から講師を招聘した研修会を開催して、実践力や支援力を高めている。
教育機関として信頼を高めるための、倫理観や振る舞いなどについては、問題はないと考えるが、研修会の開催については今後の課題である。さらには、教員及び職員の評価についても今後の課題である。

3 財務

3-1 財務状況

- [A] 3-1-1 財務状況は、中長期的に安定している。
- [A] 3-1-2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。
- [A] 3-1-3 適正な会計監査が実施されている

東川町一般会計で予算編成されており、歳入・歳出共に安定した財務状況にある。予算編成や会計監査などについても東川町や東川町議会により適正に行われている。

4 教育環境

4-1 校地、校舎

- [A] 4-1-1 教育機関として適切な位置環境にある。
- [A] 4-1-2 安定的に教育活動を継続するための校地及び校舎が整備されている。
- [A] 4-1-3 校舎面積は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。

校地・校舎は東川町の公共施設を利用して、校地や教室環境は十分に整備されており、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。

4-2 施設、設備

- [A] 4-2-1 教室、その他の施設は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。
- [A] 4-2-2 教室内は、十分な照度があり、換気がなされている。
- [A] 4-2-3 すべての教室は、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。
- [A] 4-2-4 授業時間外に自習できる部屋が確保されている。
- [A] 4-2-5 教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。
- [A] 4-2-6 視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器が整備されている。
- [A] 4-2-7 教員及び職員の執務に必要なスペースが確保されている。
- [A] 4-2-8 同時に授業を受ける学生数に応じたトイレが設置されている。
- [A] 4-2-9 法令上必要な設備等が備えられている。
- [A] 4-2-10 廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。
- [B] 4-2-11 バリアフリー対策が施されている。

施設、設備についても「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。学生の学習環境についても、周辺施設にも十分なスペースや自習室、図書及び設備が整い恵まれた環境にある。
また、新型コロナウイルス対策のため、加湿器・飛沫防止用アクリル板・空気用殺菌器を全教室に設置した。

5 安全・危機管理

5-1 健康・衛生

- [A] 5-1-1 健康、衛生面について指導する態勢を整えている。
- [A] 5-1-2 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。
- [A] 5-1-3 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。
- [A] 5-1-4 感染症発生時の措置を定めている。

校内に保健室を整備して常時使用可能である。また、緊急性のある学生が出た場合に対応にあたる職員も特定して校務分掌に定めている。新型コロナウイルス感染防止のために、オンライン授業、入国や非常事態宣言区域への旅行者に対しての隔離、毎朝の検温と報告、休み時間ごと換気、マスク着用、手指消毒、机・戸の取っ手・階段手すりの消毒、三密の禁止など徹底して行った。また、毎日の欠席連絡や体調管理についても把握した。

5-2 危機管理

- [A] 5-2-1 危機管理態勢が整備されている。
- [A] 5-2-2 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定めている。
- [A] 5-2-3 気象警報が発令された場合の措置を定めている。
- [B] 5-2-4 災害等に対する避難訓練を定期的実施している。
- [B] 5-2-5 防災用品が備蓄されている。

校舎となっている公共施設は東川町の防災の拠点施設であり、東川町が危機管理体制を整備している。防災用品についても、近隣の東川町役場に備蓄されており、緊急時においても早急な対応が可能である。
新型コロナウイルス対策のための連絡網の整備を行った。

6 法令の遵守等

6-1 法令の遵守

- [B] 6-1-1 法令遵守に関する担当者を特定している。
- [A] 6-1-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。
- [A] 6-1-3 個人情報保護のための対策がとられている。
- [A] 6-1-4 入国管理局、関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。

教職員の法令遵守の意識向上に関しては、毎日の朝会や各種会議の際、折に触れて取り組んでいる。しかしながら十分とは言えず今後改善強化に努めていく。

第2 運営に関する事項

7 運営全般

7-1 組織的な運営

- [A] 7-1-1 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。
- [A] 7-1-2 管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営がなされている。
- [A] 7-1-3 意志決定が組織的になされ、かつ、効率的に機能している。
- [A] 7-1-4 予算編成が適切になされ、執行ルールが明確である。
- [A] 7-1-5 業務の見直し及び効率的な運用の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。

年度初めに明文化された理念や教育目標に基づき、短期及び中長期の運営方針が立てられ執行されている。管理運営事項の諸規定の整備され、規定に基づいた運営がなされている。意志決定についても各部会、教員会議、全体職員会議などを組織的に行い、効率的に機能するよう進めている。業務の見直し及び効率的な運用について、学期ごと行事ごとに組織的に行っている。

7-2 納付金

- [A] 7-2-1 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金の金額及び納付時期が明示されている。
- [A] 7-2-2 学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。
- [A] 7-2-3 関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。

校納金については、募集要項に項目、金額、納付時期を明記して理解を得ている。入学後の諸費用についてもその都度オリエンテーションを行い理解を得ながら進めている。10月入学期には入校時期が様々であったが、その全てに対応しオリエンテーションを行い、理解させた。

7-3 情報の共有化及び発信

- [B] 7-3-1 外部からの情報提供が効率的になされ、かつ、共有化する仕組みがある。
- [A] 7-3-2 内部からの情報発信が効率的に行われている。
- [A] 7-3-3 入学希望者・学習者及びその利害関係者（経費支弁者等）の理解できる言語で情報提供を行っている。

毎日、「本日のメモ」を発行して、朝の打ち合わせで活用し、内部、外部から受信した情報を教職員に周知して共通理解に努めるとともに、校内掲示して学生にも公開している。

8 学生募集

8-1 募集方針

- [A] 8-1-1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。
- [A] 8-1-2 募集定員を定めている。
- [A] 8-1-3 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている

各入学時期に各国ごとの募集人数を定め、東川町の留学生支援海外事務所と連携し、情報提供や入学相談を実施している。2020度は、コロナ禍のため4月入学予定の学生のほとんどは入国することができず、4月入学を断念することとなった。4月入学の約半数の学生は10月に入学期を変更したが、入国が1～2か月遅れ2週間待機やオンライン授業を行った後の入学となった。更に、10月入学予定の学生で4月への入学期の変更を行った学生は、入国の制限を受けたままになっていて、見通しが見えず支障をきたしている。

8-2 募集活動

- [A] 8-2-1 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報が入学希望者の理解できる言語で開示されている。
- [A] 8-2-2 求める学生像を明示している。
- [A] 8-2-3 応募資格及び条件を入学希望者の理解できる言語で明示している。
- [A] 8-2-4 募集活動を行う国・地域の法令を遵守した募集活動を行っている。
- [A] 8-2-5 海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行っている。
- [A] 8-2-6 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。

東川町の留学生支援海外事務所や募集エージェントと連携し、適切に学生募集を行っている。

8-3 入学選考

- [A] 8-3-1 入学選考基準及び方法が明確化されている。
- [A] 8-3-2 学生情報を正確に把握し、及び提出書類により確認を行っている。
- [B] 8-3-3 入学選考を行う態勢が整備されている。
- [A] 8-3-4 受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。

海外事務所が調査収集した入学希望者の日本語力や入学志望理由などをもとに選考して決定している。しかし、十分な情報提供とは言えない部分もあり、今後は面接を適正に行うなど改善を工夫したい。

9 教育活動

9-1 企画

- [A] 9-1-1 理念・教育目標に合致したコース設定が行われている。
- [A] 9-1-2 教育目標達成に向けた教育内容、教育方法及び進捗設計がなされている。
- [A] 9-1-3 レベル設定に当たっては、国内で又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にして
いる。
- [A] 9-1-4 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。
- [A] 9-1-5 カリキュラムは、体系的に編成されている。
- [B] 9-1-6 教育目標に合致した教材が選定されている。
- [A] 9-1-7 補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意してい
る。
- [A] 9-1-8 授業に関する学習リソース及び情報を、授業開始までに教員に提供している。
- [B] 9-1-9 教員配置が適切になされている。

理念・教育目標に合致したコース設定が行われている。
教育目標達成に向けた教育内容、教育方法及び進捗設計がなされている。
レベル設定については、JLPT及びCEFRの枠組みを参考に設定している。
教育内容及び教育方法については、年度の切替え時の職員会議、学級担当者会議、研修を通して共通理解を深め
ている。
授業実践の基本となるカリキュラムは、テキストの選定と共に体系的に立案されている。
教育目標に合致した教材の選定に努めているが、今後さらによりよいものに改善していきたい。（テキストと副
教材）
更に補助教材として有効な教材用図書・CD・PC利用のTV・絵教材などを教員の要望により計画的に更新して
いる。

9-2 実施

- [A] 9-2-1 授業開始までに学生の能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。
入学前にプレイスメントテストを実施し、その結果及び日本語能力試験の結果を元にクラス編成会議を実施し、
適正なクラス編成に努めている。
- [A] 9-2-2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必
要な情報を伝達している。
入学前の個人アンケートで集約された学習歴や留学目的など、指導にあたって役立つ情報を留学生個人票にまと
め、教員間で共有している。
- [A] 9-2-3 開示されたシラバスによって授業が行われている。
担当者が作成したシラバスを学生に開示している。また職員室にも掲示して教員間で共有している。各クラスの
授業はシラバスによって行われている。
- [A] 9-2-4 修了の要件が定められ、学生の理解できる言語によって明示されている。
入学オリエンテーション時に、学生に要件を記載した紙を配布し、通訳同席のもと、説明を行っている。
- [A] 9-2-5 教育内容に応じて教育用機器を活用している。
パソコン、大画面モニター、CDプレーヤーなどを活用している。コロナ禍等のオンライン授業にも対応できる
よう、ウェブカメラなど必要な機材も整備した。
- [A] 9-2-6 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。
授業記録簿については、毎時間の記録を義務づけている。出席簿については、作成管理担当者を置き、適切に管
理を行うとともに学生個別の出席率も全校に開示している。
- [A] 9-2-7 理解度・到達度の確認が実施期間中に適切に行われている。

2020年度の秋冬（後期）学期は、全校的な取り組みとして、数回のミニテストを行った。コロナ禍によって中間テストの実施が難しくなったことへの対応であったが、理解度・到達度の確認がより適時に行えるメリットがあった。

- [A] 9-2-8 学生の自己評価を把握している。

学期ごとに全ての学生にアンケートをとり、学習の振り返りを行っている。各学生の学習状況や勉強の取り組みに対する自己評価などの項目を設け、把握に努めている。その結果は全教員に開示している。

- [A] 9-2-9 個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援が行われている。

個別学習指導等の学習支援担当は、各クラスの教員が担い、毎日の生活や学習の様子を見て、適切に指導・支援を行っている。

- [A] 9-2-10 特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。

現在までは、特定の支援を必要とする学習者がいなかったため、分野の専門家の助言は受けていない。今後、対象者が入学した場合には、専門家に助言を求めたいと考えている。

- [A] 9-2-11 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。

生活指導担当が個別に面談及びカウンセリングを行い、学生の相談について適切に対処している。

- [A] 9-2-12 学習内容、時間割と学年暦、成績判定の基準と方法、学習上の留意点、留学生活上の留意点、入管法上の留意点とこれらについての相談担当者名が記載された文書を、入学時に学生に配布している。

入学オリエンテーション時に、上記項目について記載した文書を配布をしている。

9-3 成績判定

- [A] 9-3-1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、開示されている。

判定基準及び判定方法については明確に定め、開示している。

- [A] 9-3-2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。

個人成績表を学生に配布し、判定結果を伝えている。

- [B] 9-3-3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。

判定基準及び判定方法は適切に定めている。妥当性の検証については、教員会議の場などにおいて、学期ごとに行っていきたい。

9-4 授業評価

- [B] 9-4-1 授業評価を定期的実施している。

- [B] 9-4-2 評価態勢、評価方法及び評価基準が適切である。

- [A] 9-4-3 学生による授業評価を定期的実施している。

- [A] 9-4-4 評価結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。

授業評価については今後に向けて強化していきたい。
学生の授業評価（アンケート）を定期的実施している。
学生の授業評価（アンケート）で授業改善に向けて活用している。今後は授業評価の実施により指導内容の改善や教員の指導能力向上に役立てていきたい。

10 学生支援

10-1 支援態勢

- [A] 10-1-1 学生支援計画を策定し、支援態勢が整備されている。

- [A] 10-1-2 休日及び長期休暇中の学生対応ができている。

学生支援のための進路対策、資格の取得、放課後や休日並びに長期休業中の自習場所の確保と生活や地域の情報を伝える窓口がある。

10-2 日本社会を理解し、適応するための支援

- [A] 10-2-1 入学直後のオリエンテーションを実施している。

- [A] 10-2-2 生活に関するオリエンテーションを実施している。

- [A] 10-2-3 地域交流や地域活動を実施している。

入学式の前日及び次の日にオリエンテーションを実施し、生活に困らないように知らせたり、学生の疑問に答えられるような手立てをとっている。10月入学期には入校時期が様々であったが、その全てに対応しオリエンテーションを実施した。
また、地域交流や地域活動は、校内組織の「多文化共生室」が活動を行っている。2020年度は、この「多文化

共生室」の活動と町内のボランティアの方のお世話により、有意義な交流や活動が実現していたが、新型コロナウイルス感染防止のために休止や縮小しての実施となった。また、例年学生が参加していた町民運動会や盆踊りなど町内のイベントのほとんどが中止となった。
学校行事のスピーチコンテストでは地域向けにオンラインでの配信を行った。

10-3 生活面における支援

- [A] 10-3-1 住居支援を行っている。
- [A] 10-3-2 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。
- [A] 10-3-3 交通事故等の相談態勢が整備されている。
- [B] 10-3-4 定期的に健康診断を実施している。
- [A] 10-3-5 学生全体の生活状況について定期的に調査している。

住居については、基本的には全員寮への入居となっている。
アルバイトについても、指導及び支援を行い、事故が起きない態勢を整えている。
交通事故の防止については、歩行者、自転車の利用、自動車の保有・運転のそれぞれに指導を行っている。
学生全体の生活状況については、定期的な学生の面談の中で対応している。

10-4 進路に関する支援

- [A] 10-4-1 進路指導担当者が特定されている。
- [A] 10-4-2 学生の希望する進路を把握している。
- [A] 10-4-3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。
- [A] 10-4-4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。

進路対策のため、進学担当と就職担当を複数配置している。入学当初から学生の進路希望の把握に努め、教職員や学生への情報提供を適切に行っている。
進学、就職の資料や情報が常に更新され、学生が閲覧できるようにしている。

10-5 入国・在留関係に関する指導及び支援

- [A] 10-5-1 担当者は、研修受講等により適切な情報取得を継続的に行っている。
- [A] 10-5-2 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。
- [A] 10-5-3 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。
- [A] 10-5-4 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。
- [A] 10-5-5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。

入管が行う研修会への参加や法務局HPの確認など常に新しい情報の収集に努め、教職員や学生への情報提供を適切に行っている。また、出欠席の管理や健康管理、悩み相談などを適切に行って、留学生活への十分な支援に努めている。

11 教育成果

11-1 成果の判定

- [A] 11-1-1 進級及び卒業判定が適切に行われている。
- [A] 11-1-2 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。

3か月に1度の定期テスト、6か月に1度の学力判定テストを実施し、その成績及び出席率と学習や生活の状況を考慮して適切に進級判定、卒業判定を行っている。しかし、今期10月からの学生については入校が遅れたため3か月に1度の定期テストを実施できなかったため、單元ごとのテストを実施することで補った。EJU及びJLPTの結果は、それにつながる校内での模擬試験とあわせて教員全体で結果を把握し日本語力の向上に努めている。

11-2 卒業生の状況の把握

- [A] 11-2-1 卒業生の状況を把握するための取組を行っている。
- [B] 11-2-2 卒業後の進路を把握している。
- [B] 11-2-3 進学先、就職先等での状況や卒業生の社会的評価を把握している。

過去の本校の全卒業生について進路状況の把握に努めている。しかし卒業後3年経過後、あるいは5年経過後については十分な把握ができていない。進学先、就職先から卒業生の情報提供があるが不十分である。今後体制を整備して情報の把握と管理に努めていきたい。